

447. 分散型電源の系統連系要件②

<分散型電源の系統連系要件>

5. 系統連系用保護装置(解釈第227条・第229条・第231条): 電力系統に分散型電源を連系する場合、次に掲げる異常を保護リレー等により検出し、分散型電源を自動的に解列するための装置を施設しなければならない。分散型電源の異常または故障・連系している電力系統の短絡事故、地絡事故または高低圧混触事故(低圧のみ)・分散型電源の単独運転または逆充電(低圧のみ)。また、一般電気事業者が運用する電力系統において再閉路が行われる場合、当該再閉路時に分散型電源が当該電力系統から解列されていない

6. 自動負荷制限の実施(解釈第223条): 分散型電源の脱落時等に連系している電線路等が過負荷になる恐れが有る時は、分散型電源設置者において、自動的に自身の構成負荷を制限する対策を行わなければならない

7. 再閉路時の事故防止(解釈第224条): 電力系統の再閉路の事故防止のために、分散型電源を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を施設しなければならない

8. 高圧連系時の施設要件(解釈第228条): 分散型電源を連系する配電用変電所の配電用変圧器において、逆向きの潮流を生じさせてはならない。ただし、当該配電用変電所に保護装置を施設する等の方法により分散型電源と電力系統との協調をとる事ができる場合は、この限りではない

9. 特別高圧連系時の施設要件(解釈第230条): 特別高圧(スポットネットワーク受電方式を除く)の電力系統に分散型電源を連系する場合は、次の各号による事。一般電気事業者が運用する電線路等の事故時等に、他の電線路等が過負荷になる恐れが有る時は、系統の変電所の電線路引出口等に過負荷検出装置を施設し、電線路等が過負荷になった時は、同装置からの情報に基づき、分散型電源の設置者において、分散型電源の出力を適切に抑制しなければならない。系統安定化または潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合は、必要な運転制御装置を分散型電源に施設しなければならない。単独運転時において、電線路の地絡事故により異常電圧が発生する恐れ等が有る時は、分散型電源の設置者において、変圧器の中性点に接地工事を施さなければならない。また、中性点接地工事を施す事により、電磁誘導障害防止対策や地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合は、適切な対策を施さなければならない

10. 高圧連系および特別高圧連系における例外(解釈第232条): 分散型電源の出力が受電電力に比べて極めて小さい時は、高圧の電力系統に連系する場合であっても、低圧の電力系統に連系する場合の規定に準ずる事ができる。また、特別高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合であっても、低圧または高圧の電力系統に連系する場合の規定に準じる事ができる

10項目は二
種で深く勉強
する事になる



前のページの
続きね

